

十五世紀の英国羊毛貿易に関する一考察

——イギリス重商主義の先駆について——

尾野比左夫

【要約】 本稿は、一五世紀イギリスの羊毛貿易の動向を考察することによつて、カレー・ステープル組合の独占の確立をあとづけようとした。それは、大きくいつて次の四つの重要な結果をもたらしたと考えられる。すなわち、外国商人に対するイギリス商人の保護、羊毛貿易における大商業資本の確立、王室の財政的基礎の提供、国内毛織物工業の発展、これである。しかも、この傾向が現われる時期は、エドワード四世治世の前半期に当り、この点からわれわれは従来問題となつてきたイギリス重商主義の開始期をほぼこの時点に求めたいと思う。

一

イギリス重商主義は、テューダー絶対主義の成立以来、産業革命の頃まで約二世紀四分の三の間採用された経済政策であるが、その始期をどこにおくべきかについては、種々の見解がある。旧くは、カンニンガム氏のエドワード三世の経済政策におく見解^①が有力であり、わが国でも、角山榮氏は、これと大体同じ主張にたつているが、アンウィン氏はカンニンガム氏の見解を打破し、エドワード三世の

経済政策は、王国財政の面より必要に依じてとられたものすぎず、一定の理論的根拠を有するものではなかつたと主張する。アンウィン^②氏の研究をもとにエドワード三世治世における羊毛課税と独占問題を論じた故藤原浩氏も王の経済政策については、基本的にはアンウィン氏と同じ立場にたつており、^③現今では一般に、重商主義の始期をエドワード三世治世に適用しないこのアンウィン氏の主張は妥当と認められている。

ではイギリス重商主義の始期はどこに求められるか。

かかる当時の経済政策を問題にする場合、羊毛ステープル制の変遷を考察するのが最も適当と考えられる。何故ならば、羊毛輸出は主要貿易部門を構成し、その輸出関税は王国の重要財源^⑥とみられたため、経済政策は自ら羊毛政策―独占に関するものが主体となつたのである。羊毛ステープル制・カレー・ステープル組合独占体制の確立は、十四世紀末から十五世紀においてであるが、十五世紀中葉までの羊毛独占政策は、王国財政との関係において把握するのが妥当であろう。しかるに、十五世紀後半、エドワード四世治世になると、国内毛織物工業の抬頭にともなう国内産業保護政策が重要課題となり、羊毛政策はそれとの関連において展開されはじめるが、ここに重商主義の要素はみられないだろうか。

本稿は重商主義の始期を求める意図の下に、エドワード四世の羊毛政策を、右にのべた観点から追求するが、それを十五世紀におけるカレー・ステープル組合の羊毛貿易独占の歴史との関係において検討する。

① 氏によれば、商工業の国家規制の基礎はエドワード一世治世におかれたが、真に国際的性格をもつ商業政策を展開し、国内産業―毛織物工業を保護育成した最初の君主はエドワード三世であるとし、国王の経済政策を高く評価する。しかるに一方、彼の政策(計画)は、先見のきく一貫したのではなく、相対立する諸利害関係層の調整に失敗したため、その計画は挫折せ

ざるを得なかつたと、後の版(第五版)で王にたいする評価を若干修正しているが、基本的には王の絶対主義的性格を容認するのやがら。W. Cunningham, *Growth of English Industry and Commerce*, Vol. I, 1927, pp. 258-6, 269, 308; G. Unwin, *The Economic Policy of Edward III. Cf. Studies in Economic History*, 1958, pp. 119-20.

② 氏は「エドワード三世に一貫した経済政策があつたかどうかということとはともかくとして……この時代に重商主義的な政策による国民国家建設への努力がなされたことは認められるところであろう。」と主張する。「エドワード三世時代」『西洋史学』一三所収、五九頁。

③ アンウィン氏の主張は、*Finance and Trade under Edward III*, 1918. の序文にみられる。ホスタン氏は彼のかかる伝統的見解を打破した研究を「偶像破壊的研究」とのべている。なおこのアンウィン氏の主張を要約したホスタン氏の叙述は、藤原浩「エドワード三世の羊毛政策」、『イギリス経済史研究』に引用がある。M. M. Postan, *The Economic and Political Relations of England and the Hanse from 1400 to 1475*. Cf. *Studies in English Trade in the Fifteenth Century*, ed. Power and Postan, 1933, p. 102. これに対して角山氏は「このようなカンニンガムの説に対して、アンウィンがいろいろ批判し反駁しているが、それはさておき……」とカンニンガム氏に対するアンウィン氏の反駁を考察の対象からはずし、あくまでも、エドワード三世の経済政策を国民的生産力を背景にして行われたとする。角山策、上掲論文、六一頁。

④ 藤原浩、上掲論文。

⑤ 拙稿「ヨーク朝における財務行政の変化」『史学研究』三十周年記念論叢。

二

まず、十五世紀のイギリス財政と羊毛貿易（関税）との関連について検討する。

中世イギリスの主要財政収入は、王室収入・関税・特別税の三項目で、そのうち、王室収入が財政収入の大半を占めていたが、エドワード一世以後、羊毛貿易の発達につれて関税収入が重要となり、ついに王室収入を圧倒するに至る。ここに十五世紀における関税の財政上に占める比率（%）を示すと第I表の如くなる。

この関税の主要部分を占めるものが羊毛関税であり、その比率は第II表^③によつて明らかなるように関税総収入の八〇—六〇%と概算される^④。

そもそも関税の基礎は、エドワード一世治世に確立され、その種類は、(1)旧関税——羊毛一袋あるいは羊毛皮三〇〇枚につき、六シリング八ペンス（二分の一マーク）、皮革一ラストにつき、一三シリング四ペンス、イギリス人・外国人同率（一二七五年）。(2)新関税——外国人は羊毛一袋あるいは羊毛皮三〇〇枚につき一〇シリング、皮革一ラストにつき二〇シリング、その他ブドウ酒・一般商品等へ

第 I 表

時代	Henry IV	Henry V	Henry VI			Edward IV			
	1399—1413	1413—22	1422—28	1428—54	1454—61	1461—69	1472—75	1475—78	1478—83
収入項目									
Old Crown Revenues	27	28	36	28	41	33	30	30	30
Customs	40	36	55	38	55	32	43	43	43
Subsidies [Lay Grants]	19	19	1	21	0	15	13	13	13

第 II 表 (単位 匁)

時代	収入項目	関税総収入	羊毛特別税
Henry, IV Henry, V		48,300	32,967
Henry, VI		32,000	20,674
Edward, IV	1461—69	25,000	17,550
	1472—83	35,000	19,808

の賦課（一三〇三年）。(3)毛織物関税——イギリス人は染色毛織物一反につき二シリング四ペンス、外国人は三シリング六ペンス（一三四七年）の恒久的関税と必要の際、商人会や議会の承認を得て一定期間賦課される(4)補助関税——羊毛輸出特別税・ブドウ酒・一般商品に関するトン税・ポンド税、の四種あつたが、この

うち補助関税の羊毛輸出特別税が重要で、第Ⅰ表の%もこれを対象にしたものである。またエドワード三世治世に顯著にみられた羊毛課税をめぐる国王と議会の憲法論争の中心も、実にこの羊毛輸出特別税に関してであり、議会は必要に応じてこれを承認した。十五世紀になると憲法論争はもはや行われず、ほとんど障害なく羊毛輸出特別税の徴収は議会の承認を得るに至る。^⑥

この時代、議会の承認した羊毛輸出特別税は次の通りである。^⑦

期	間	イングランド人	外国人
一三九九、九、二九より		五〇s〇d	六〇s〇d
一四〇五、九、二九より		四三s四d	五三s四d
一四一〇より		四三s四d	五〇s〇d
一四一六、九、二九よりヘンリー		四三s四d	六〇s〇d
一四五世の生涯		四三s四d	五三s四d
一四二二、九、一より		三三s四d	五三s四d
一四二四、一一、一二および		三三s四d	四三s四d
一四二六、一一、二四より		三三s四d	四三s四d
一四三三、一一、一一および		三三s四d	五三s四d
一四三五、一一、一一より		三三s四d	五三s四d
一四三六、一一、一一より		三三s四d	四六s八d
一四三七、一一、一一より		三三s四d	五三s四d
一四五三、四、三よりヘンリー		四三s〇d	一〇〇s〇d
六世の生涯		四三s〇d	一〇〇s〇d
一四六一より		四三s〇d	一〇〇s〇d
一四六五より		四一s四d	七八s〇d

このように、羊毛輸出特別税の徴収は、慣例化し、しかも王権の強化はじめたヨーク朝においては、王は六三年以来終身通用の承認を得たので、羊毛輸出特別税は固定収入化し、羊毛関税と王国財政との結びつきは一層緊密となった。一五世紀が一般に羊毛貿易の衰退期といわれるにもかかわらず、羊毛関税の王国財政に占める位置が、前代とはほぼ同率か、むしろ上昇の傾向さえたどるのは、一つにはかかる事由にもよるのであろう。かかる王国財政と羊毛関税の緊密な関係は、当時、羊毛貿易が完全にカレー・ステープル組合の独占にゆだねられた関係上、王国財政とステープル組合との結びつきを意味するものと考えられる。元来、王がステープル組合に羊毛輸出独占権を賦与した意図は、羊毛輸出の際、重い輸出税を課し、同時にその徴収を請負わせるという王国財政機関の一機能を發揮せしめるところにあつたが、さらに財政が窮迫すると王は羊毛関税を担保にステープル組合より多額の融資をうけ(羊毛関税の前借)、この傾向はとくにランカスター朝ヘンリー六世治世末の財政危機の際顯著にあらわれてくる。^⑧

ここでステープル組合の王国財政への融資に関する具体的实例を挙げておこう。すでに、一四〇七年五月九日、ステープル・メイヤーたるリチャード・ウィティントンは、個人で一、〇〇〇ポンド、他のステープル商人と共同で四〇〇〇ポンド、さらに六月一二日に

は、四、〇〇〇ポンドを融資し、降つて一四三六年には、五、三三三ポンド、六シリング、八ペンス、一四三九年には、九、五二七ポンド（三回払）、一四三三年には、一、一三三ポンド、六シリング、八ペンス、四七年頃から四九年にかけては、一〇、七〇〇ポンド、一四五三―四年には、四一、〇〇〇ポンド、五四―六〇年には、四九、五八〇ポンドを提供、このほか多くの場合、王はステープル組合から援助を仰いでいる。^⑤これらの償還は、ステープル組合の納付すべき羊毛関税から差引く方法がとられたが、一つの借款の返却が終了しない間に次の借入れがなされること多く、ヘンリー六世治世末の政治の混乱期には、全く償却は困難となつた。ハワードの叙述より、上記のうち、一〇、七〇〇ポンドの償還の状況をみるとこのことがよくわかる。すなわち一〇、七〇〇ポンドの借款は、五〇―五四年の四年間に、ロンドン、ポストン、ハル、イプスウィッチから輸出される羊毛の輸出税をあてることになつていたが、この四年間で完全な償却はできなかつた。まず初年は比較的順調にすんだが、次年より羊毛輸出が充分行われなかつたので、かなりの未払金額が残存した。例えば、ロンドンについてみると、二年次には、返還予定金額一、一三三ポンド七シリング四ペンスのうち、一、〇四九ポンド一五シリングが返還されたにとどまり、三年次の未払は、一八九ポンド一二シリング、四年次になると未払は四五〇ポンド一

八シリングを救えた。その他の三港についても同様、未払金額が残存し、償還期限までに四港で合計二、一一一ポンド一二シリングの金額が支払われないままになつている。^⑥とくに、五四年に勃発したカレー駐屯兵の暴動は償還を困難にしたばかりか、新たな借款を誘発する結果となり、さらにその後の政治上の混乱は全く償還を不能にしてしまつたのである。事実、ヨーク朝の政権が確立するまで借款は返還されなかつた。ヨーク朝においても、エドワード四世はランカスター朝の場合と同様、ステープル組合より多額の貸付をうけ、その負債総額は、一四六四年には三三二、八六一ポンドにも達している。^⑦

このような王国財政のカレー・ステープル組合への著しい依存関係は、一四六六年、王と組合の新協定に導き、ここに組合の王国財政機関としての機能は確立したといえる。すなわち羊毛関税の徴収、カレー駐屯兵給与支払の権限を完全に組合の統制下におき、その他、三二、八六一ポンドの借款の抵当として年間三、〇〇〇ポンドの保持、ロンドン港徴税官の給与として、年一〇〇ポンド、王の裁判官、行政官等の給与として、年一〇〇マークの支払、カレーへ向う羊毛船積船（年二回）の護衛費の支払、また関税収入が年間一五、〇二二ポンド四シリングを超過した場合、その余剰分は財務局に納入する等の財政機能を行つたこととなつた。この協定の期限は八年と

決められたが、期限の切れる一四七三年には、負債総額が依然として二八、〇〇〇ポンドの多きを数えたので、協定は更に一六年間延長されて、ステープル組合の地位は確固たるものとなつた。このように、エドワード四世治世、ステープル組合が財政機能を確立したことは、一方において独占の強化によるステープル組合の富強をもたらし、他方その蓄積された資本は、国王への貸付に利用され、王の財政的基盤になるという王と組合の密接な相関関係の成立を結果したが、これは、王と商業資本との結びつきが正式にはじまつたことを意味すると考えられる。ではかかる事象を生ぜしめた理由は何か。王と組合のこのような関係が成立するためには、組合の羊毛貿易独占を不可欠の条件とするが、一五世紀にあつては、エドワード三世治世における如き独占反対のうごきがほとんどみられなかつたことも看過し得ない事実である。従つて羊毛貿易の利害関係者層の変化について次に検討しなければならぬ。

① 拙稿、上掲論文、および「バラ戦争の財政史的考察」、『岡山史学』第八号、二二頁。

② この比率は、ラムゼーの財政収入表(年平均)から算出されるが、大体は、大野真弓「イギリス絶対主義の先駆」『横浜市立大学論叢』第六卷、第三・四合併号に計算したものであるの
で、本表は主にそれを参照した。 Ramsay, Lancaster and

York, 1892, Vol. I, pp. 160, 321; vol. 2, pp. 266-7, 471-2.
③ 本表は羊毛輸出特別税の課税率と第四章(後述)の羊毛輸出

量(第IV表)から算出したが、それは次のような方法にもとづいて行つた。第一段階便宜上、時代を第四章第IV表より、ヘンリー四世、五世(一三九九—一四二三)、ヘンリー六世(一四二一—一四二二)、エドワード四世(一四六二—一四六九)、(一四七二—一四七三)の四期に分け、各羊毛輸出量の平均値を算出。第二段階。羊毛輸出特別税課税率表より、上掲の各時期における課税率の平均値(イギリス・外国商人)を求め、それを第III表の如くした(エドワード四世治世の六五年以前は、五三年に定められた率をそのまま用いた。第三段階。イギリス商人と外国商人の割合は、第四章で明らかにする如く、ヘンリー六世までを前者八〇%、後者二〇%、エドワード四世治世、八五%、一五%として計算した。これの概算は、関税総収入にたいする

第 III 表

時代	イギリス商人	外国商人
Henry, IV.V	45 s	58 s
Henry, VI	40 s	73 s
Edward, IV	{ 43 s 41 s	{ 100 s 78 s

羊毛関税の大体を知るためのものである。また第II表の羊毛関税は、特別税だけの値であり、その他恒久羊毛税はこの中に含まれていない。従つて関税総収入にたいする羊毛関税の割合は、この第II表の羊毛関税よりも多少多くなるだろう。

④ 藤原浩「リチャード二世及びランカスター朝の羊毛政策」(上掲書、一三三—一四頁)。

⑤ Ramsay, vol. 1, op. cit., pp. 148-150; E. Lipson, The Economic History of England, Vol I, 1949, pp. 610-13.

⑥ 一五世紀に憲法論争が行われなかつた理由については、藤原氏上掲書参照。

⑦ ヘンリー六世までの分は、藤原氏の上掲の論文に掲載されてあるものをそのまま利用した。エドワード四世の分については、Ramsay, op. cit., p. 462.

⑧ E. Power, The Wool Trade in English medieval History, 1941, p. 88. ヘンリー六世治世末の財政危機とステーブル組合との関係については、前掲拙稿。

⑨ W. Howard, The Financial Transactions between the Lancastrian Government and the Merchant of Staple from 1449 to 1461. Power and Postan, op. cit., p. 295.

⑩ Hayward, op. cit., pp. 298-9.

⑪ E. Power, Wool Trade, p. 74.

III

羊毛貿易の利害関係者は、大別すると生産者、羊毛商人（仲買人）、羊毛輸出商人の三者に分れるが、^①これらのおのおの一五世紀の間に如何なる変化を示したか、それぞれの場合についてみていこう。

中世の羊毛生産は、農耕の場合と同じく、領主の直營地経営（大規模）か、領主から土地保有を許された借地農の小規模経営かの二種に分類出来るが、領主經濟の發展した一三世紀においては前者が、一四世紀後半以後は直營地經營の衰退につれて必然的に後者が優位を占めるに至つた。例えば、ランカスター公領についてみると、一

五世紀はじめには、ヨークシャー、リンカンシャーの直領内の牧場は、ピカリング直領を除きすべて農民に貸与されており、ただ一つの例外だつたピカリング牧場も、一四三四年以後は借地農の経営となる。また比較的小規模の直營地経営を行つていたイングランド南部の公領も、一四四三年以降、ウィルトシャー、ドーセットの直領経営は消滅している。^②領主經營の時代にあつては、羊毛は直接、輸出商人に売却されていたが、借地農の小規模生産優勢の段階に入ると、各地の羊毛を集積する羊毛商人の勢力が増大し、生産者は輸出商人と直接売買契約する代りに彼ら羊毛商人と取引をかわしたのであつた。従つて領主經營の盛であつたエドワード三世治世は、生産者と輸出商人との直接契約の時代であつたので、貿易独占の問題が生ずると、羊毛生産者は羊毛輸出路を狭隘化する独占に反対、自由貿易、低関税を要求し、所謂、有名な論争を惹起したが、一四世紀後半から一五世紀における生産者と羊毛商人の取引關係の成立は、生産者をして貿易独占の必要を感じせしめなくなつたのである。^③

羊毛商人は、封建的領主經濟の衰退につれ、とくに一五世紀になると重要なグループを形成する。彼らは各地の小生産者から羊毛を集積し、それを輸出業者に売却する仲介的役割をはたすが常であつたが、この仕事に従事したものは二種類に分れる。

まず地方商人は、コッツウォルドその他の羊毛生産地域に居住し

て附近の羊毛を集積したが、とくに有名なのはコッツウォルドの仲介人である。彼らの活動は、羊毛取引だけに限定されず、少くとも三つ以上の仕事をもつていた。例えばサーングノートのジョン・ストックスは、羊毛商人、呉服商、布類販売商、サイアレンセスターのトマス・アーノルドは、毛織物商、羊毛商、行商。フェアフォードのジョン・ティムは、農夫、商人、羊毛商の如くである。このように、一般に羊毛取引に従事したものは、生産者、織元、一般人をも兼ねていたといわれる。一方、ロンドン商人は多くの取引を行つており、羊毛貿易はその中の一部門にすぎなかつた。換言すれば、他の商品を扱う間に羊毛取引を行つたのである。彼らに關する記録によれば、羊毛を扱つたロンドン商人の主な職業は、六人は布類販売商、四人は食料品商、三人は呉服商、一人は皮革商、一人は眞鍮細工師、一人は鉄板商とあり、またジョン・ポルトは、裁縫師、布類販売商、呉服商と時によつて異つた職業名で記録されている。彼らの仲買人としての地位は、地方商人の場合とは少し相違する。というのは、彼らは直接生産者から入手するのでなく、地方の羊毛を集積した羊毛仲買人から購入して、それを輸出業者に売却する仲介の仲買人であつたからである。従つて、彼らは自らがステール商人でなければ輸出業務を行うことはなく、あくまでも仲買業者たるの地位に留まつていた。一般に彼らの主要業務は布類または

呉服販売をとりあつていたようである。いずれにせよ、これら二種類の羊毛商人の勢力は、一五世紀に著しく増大したので、彼らのごきは貿易独占をめぐる論争にとつて重要な要素とならうが、後述の理由のため、彼らは独占に反対しないのである。

中世初期の羊毛輸出はほとんど外国商人が行つていたが、一四世紀はじめの羊毛ステール制設定の氣運を契機として、イギリス商人の勢力は漸次上昇し、その後のステール制の發展、一四世紀末におけるステールのカレー定着とともに、一五世紀の羊毛貿易は完全にステールブラーズの掌中に帰することとなつた。すなわち、羊毛ステールがカレーに設定された一三六三年以降、その後多少の屈曲はあつたが、一四世紀末にはカレー・ステール組合は、羊毛貿易を行う唯一の大カムパニーと化し、羊毛貿易を規制するに至つたのである。カレー・ステール組合は、それ自体、メイヤーとカウンスル（オルダーマン）の監督機關をもつ組織的特権団体であり、その機能は、一三六三年、カレー・ステールの設置の際一応の形態がととのい、一五世紀の初めまでには充分明らかなものとなつた。それは、前章でのべた財政機關としての機能の他、カレーの町を統治する権限、すなわち行政・司法・政治外交・軍事権等を有し、組合によるかかるカレーの統治はあたかも、重商主義時代における特許会社の植民地統治と同様の性格をもつていたと考えられる。

ここで問題となるのは、カレー・ステープル組合自体の性格の変化―独占体制の強化である。元来、羊毛は市場価格によつて売買が行われ、その取引はかなり長期の信用貸であつた。組合も羊毛売買にあつて、一応その成員を統制下に入れた後は、成員にたいして比較的自由に売買させており、売上利益の成員への分配も行われず、ルーズな商人団体の形をなしていたが、一四二九年、「ステープルに関する諸法令」が發布されるにおよび、組合内の独占体系のはじまりが顕著にみられるようになる。これは、羊毛売買における信用取引の禁止、羊毛価格は市場価格によらず、ステープル組合が設定すること等をきめたものであつたが、この結果、各成員が羊毛を大量購入しようと思えば、多額の資本を蓄積せねばならず、しかも組合による価格の決定は、役員の大商人であつたと思われるので、各成員は大商人の支配下におかれることとなつた。かかる独占へのうごぎにたいして、ステープル組合も相当積極的であり、一四四四年には、組合の役員選挙権を少くとも羊毛一〇袋以上船積可能な大商人に限定するという要求を王に提出している。この要求は拒否されたが、一四五四年のステープル組合独占反対の請願「カレーステープルに羊毛・羊毛袋を運送してそこで売買する商人は、普通の諸負担金を除くいかなる上納金をも支払うことなく、組合員と同様の特権・低関税を享受さるべきである」がだされると、こんどは

逆に王はこの請願を却下して、組合加盟金の大引上げを認めたのである。^③

かくて相当の資本を有するものでなければ組合員になることは困難となり、組合は大商人支配の独占体制を確立するに至つた。この組合内の独占化は、羊毛貿易における大資本の支配を意味する。ここに組合は、大商業資本家の構成する独占カムパニーと化し、その機能も、取締・監督的なものから株式会社的なものへと転換したのであつた。前章で明らかにした王国財政と組合との財政的關係も、一つには、組合がこのような大資本をもつ独占団体になつたからこそ成立したと考えてよからう。

以上、一五世紀においては、羊毛貿易利害関係者層の間に種々の変化の生じたことが明らかとなつたが、いずれにせよ、ステープル組合の独占組合化にともなう羊毛貿易からの小資本閉出、大資本支配の確立が顕著な事実であつた。すなわち、カレー・ステープル組合は、羊毛貿易の規制を確立したばかりか、組合内の独占化を強化することにより、直接、貿易の集中・独占をはかり、かくの如くして羊毛貿易を完全に掌中におさめたのであつた。

ところで、このような組合の羊毛貿易独占にたいして、エドワード三世治世にあつたような羊毛生産者の側からする反対のうごぎがみられなくなつたのは何故か。一つには、上述によつて明らかなる如

く、領主経済の衰退・農民経済の発展、生産者層の変化があげられるが、これと関連して、国内における毛織物工業の発展が考えられる。ここで、毛織物工業の発展過程と生産者・羊毛仲買人との関係について簡単に概観しておく。

イギリスの毛織物工業はすでに一二―三世紀頃から、東部諸都市を中心として発展しはじめたが、漸次その中心は都市から農村へ移り、とくにリチャード二世以後この傾向は顕著となり、小規模マニユファクチュアを経営する織元さえ出現するに至つた。ここにイギリスは、従来の羊毛輸出から毛織物輸出へ転換する基礎がきまかれ、一五世紀になると、毛織物生産は著しく伸張、毛織物の輸出は羊毛貿易を凌駕しはじめたのである。ロンドンに最大の毛織物市場として成長し、ここから多くの毛織物が輸出されたことはいうまでもない。^①かかる毛織物工業の発展は、国内における羊毛需要の著しき増大を結果し、従つて羊毛生産者・羊毛商人の中には、毛織物生産を兼業するもの、或は織元に転化したものもあり、この種の人々はますます地方の羊毛生産者と結びつく傾向にあつたと思われる。それに、毛織物輸出業者の有力なもの、上述の羊毛商人の第二グループたるロンドン商人―呉服商、食料品商、布類販売商等―が含まれていたため、羊毛生産者・羊毛商人の利害は、当然、毛織物工業と密接な関係をもつてくる。

このような事情から、ステープラーズの羊毛貿易独占が強化されたにもかかわらず、羊毛生産者・羊毛商人はほとんど損害を蒙ることなく、独占反対の必要はなかつたのである。逆に、独占体制の確立は、羊毛輸出を制限し、羊毛の国外流出を防止することになるから、彼ら羊毛生産者達にも有利だつたと思われる。かくて、小生産者・羊毛仲買商人の抬頭及び彼らの毛織物工業との利害関係が、羊毛貿易の独占を確立させた重要な要素と考えられるが、具体的にはどのような過程を経てこの独占が行われたであろうか。次に王の羊毛政策との関連において問題を追求する。

① Power, *op. cit.*, pp. 22-4.

② *Ibid.*, pp. 24-5, 37-40.

③ *Ibid.*, pp. 42-47. 羊毛貿易の独占にたいして生産者が反対を示さなかつた一つの理由は、国内における毛織物工業の発展であるが、これについては行論の中に明らかとならう。

④ 羊毛ステープルがカレーに定着するのは一三九〇年以後であり、それまでは、羊毛生産者の反対運動等によりステープルの位置は不安定であつた。六三年から九〇年までの過程は次の如くである。まず六九年にはステープルは本国に移転されることになつたが、翌年、再びカレーに復帰。また八四年にはカレーからゼーランドのミドルブルグに移された。その翌年より本国へ移そうとする企圖がなされ、これは九〇年に一度成功したが、同年カレーに移され、ここにカレー・ステープルは確立したの

や &c. Lipson, op. cit., pp. 561-2.

⑤ G. Schanz, *Englisch Handelspolitik*, Bd. I, 1881, p. 341.

⑥ Power, op. cit., p. 83. 彼らを構成する商人は、大部分が
 ンドン商人で、その一部は羊毛仲介業を兼務するものもあつた。
 売上利潤は、各人の持前の羊毛量（各人がステープルにもたら
 した羊毛量）を基準にして各員に分配される形態をとつた。

⑦ H. C. Darby, *An Historical Geography of England before*
A. D. 1800, 1951, p. 247.

四

上述によつて明らかな如く、ステープラーズの羊毛貿易独占は、

一五世紀中葉には、ほとんど既定の事実となつたが、この独占を決
 定的なものにしたのは、エドワード四世がまず六三年に発布した
 「羊毛輸出及羊毛束の不正に関する法令」^①であつた。その内容は「國
 王」は次の諸事項を規定・確立する。すなわち上述の羊毛は、イン
 グランドの上述の領域またはウェルズから輸出する場合、カレー以
 外の如何なる場所へも輸出さるべきでないこと。但し、ノーサムバ
 ランド、カムバーランド、ウニストモアランド、ダラム、リッチモ
 ンドシャー産の羊毛は例外とするが、これに該当する羊毛の積出港
 はニューカースルに限定する。……上述のステープル商人は、この
 領域から、上述のカレー・ステープルより他のいかなる場所へも、
 ステープルの上述の商品を売るべきでないこと。……イングラランド

のこの領域内に居住する人は、外国商人を除いて、上述の領域から
 もたらされる如何なる商品をも、外国船で運搬してはならないこと」
 となつており、カレー・ステープル組合の羊毛貿易独占を嚴格に規
 定したばかりか、後の航海条令の形態があらわれ、イギリス商人の
 保護をうたつてゐることは注目すべきである。ここにおいて、ステ
 ープラーズの羊毛貿易独占は、今まで若干存在してゐた外国商人資
 本の羊毛貿易からの駆逐を決定的にし、外国商人の羊毛取引は、た
 だ例外の北部五州産の羊毛をニューカースルから輸出することに限
 定された。

そもそも羊毛貿易は、中世初期においては外国商人、最初はフラ
 ンドル人、ついでイタリヤ人が指導権を掌握してゐたが、一四世紀
 中葉以後、漸次、これら外国商人に代つてイギリス商人が優位を占
 めるに至り、ステープル体制の確立は、この傾向を一層促進したの
 である。羊毛貿易におけるイギリス商人の占める割合は、一二七三
 年には、三分の一、一三六二〜七六年には、三分の二から四分の三、
 一五世紀には、五分の四となり、一五世紀中葉以降は羊毛貿易はほ
 とんど全部イギリス商人―その五分の四以上はステープラーズの
 掌中に歸し、羊毛貿易に関する限り外国商人の勢力は駆逐されたの
 である。一方、羊毛貿易の独占政策は、外国資本の排除とともに、
 国内における毛織物工業の保護育成を目的とするもので、エドワー

第 IV 表

期 間	羊毛輸出量	毛織物輸出量
1399—1402	15, 023	27, 760
1402— 05	10, 864	24, 502
1405— 08	14, 221	29, 315
1408— 11	14, 393	30, 718
1411— 14	14, 447	25, 108
1414— 17	14, 131	29, 488
1417— 20	14, 778	28, 366
1420— 23	13, 893	36, 359
1423— 26	13, 959	42, 665
1426— 29	15, 437	38, 417
1429— 32	9, 749	40, 641
1432— 35	8, 294	39, 693
1435— 38	2, 353	40, 814
1438— 41	9, 101	56, 097
1441— 44	9, 776	55, 976
1444— 46	9, 279	52, 482
1446— 48	7, 654	53, 699
1448— 50	8, 412	35, 078
1450— 53	7, 660	38, 928
1453— 56	9, 290	37, 738
1456— 59	7, 664	35, 059
1459— 62	4, 976	31, 933
1462— 65	7, 044	25, 855
1465— 69	9, 316	39, 664
1469— 71	7, 811	27, 610
1471— 76	9, 091	43, 129
1476— 79	7, 502	51, 889
1479— 82	9, 784	62, 586

(注) 羊毛輸出は sacks, 毛織物輸出は broad cloth.

織物貿易は、羊毛貿易の
ようにイギリス商人、ス
テール組合の独占にあ

〇〇以下に減少したのに
対し、一方、毛織物輸出
量は一五世紀後半には六
〇、〇〇〇以上を数え、
上昇の傾向をたどってい
る(いづれも年平均)。

ド四世治世にはこれに関する一連の法令が發布される。まず六三年、「外国毛織物・絹織物輸入禁止令」^②、ついでこれを種々の製品に適用して「製造品輸入禁止令」を制定した。この法令の主要箇所を摘出すると「ロンドン及びイングランド・ウェルズの他の都市・農村に居住する男女手工業者の生活は、彼らの製造すべき数々の商品が大量、王の競争者たる外国人によつて輸入されるため著しく疲弊しているという請願が議会になされたので、多くの商品の輸入は禁止される。すなわち、毛織物、レース、リボン、絹織物、馬鞍、馬具、革製品、ナイフ、ハサミ、帽子等を含む」となっており、毛織物だけになくその他一般製品の輸入禁止をも明確に規定したのである。

さらに翌六四年には「外国毛織物輸入禁止令」の更新、六五年には、「毛織物製造の不正に関する法令」を施行して製造品の輸入禁止の徹底をはかるとともに、更に六七年には、原料・未製品の輸入禁止を規定した「未製毛織物輸出禁止令」を發布するにおよび、ここに毛織物工業の保護育成に関する一連の諸法令は出そろい、産業保護政策^③の基礎が確立したといふことができる。

かかる結果は、当然毛織物の輸出を盛んならしめ、その輸出額は、当時減少しつつあつた羊毛貿易と好対照をなすのである。すなわち、両者の貿易発展過程を示した第IV表をみれば明らかな如く、羊毛輸出量は、一五世紀になると、一四世紀の三〇、〇〇〇代から八、〇〇〇以下に減少したのに

るのではなく、ハンザ商人その他の外国商人も多く従事していたが、イギリス商人の団体としてはマーチャント・アドヴェンチャラーズが注目されはじめ、それは一五世紀の間に羊毛のステープル組合に匹敵する顕著な商人組合として成長したのである。その発展過程を概略すると次のようになる。マーチャント・アドヴェンチャラーズの萌芽はすでに一二世紀にみられるが、最初はステープラーズとの区別はなく、ただフランドル貿易に従事する王国商人の一団体にすぎなかつた。ところが、一四世紀後半における羊毛ステープル制の成立とともに、ステープラーズが羊毛貿易を独占する著名な商人団体となつたのに対し、フランドル諸都市と貿易していた商人は、羊毛貿易よりも毛織物輸出に関心をもち、ここに羊毛をあつかうステープラーズとは区別されて毛織物商の商人団体が出現したのである。これ即ちマーチャント・アドヴェンチャラーズに他ならないが、最初のうちは、それは一つの組織というよりも夫々独立の商人団体の集合体にすぎず、そのうちロンドン商人一呉服商が最も勢力を占めていた。しかし、一五世紀後半になると、毛織物輸出品の増加にもなつてマーチャント・アドヴェンチャラーズはステープラーズについて活躍する商人団体として頭角をあらわし、更にステープラーズの独占組合に刺激されて厳格な組合組織化への道を歩むにいたつた。一五世紀におけるマーチャント・アドヴェンチャラーズのか

ような進出はやがて重商主義時代に活躍する基盤をきずくことになるのであり、その進出の基盤を培養した一要素こそ、まさにエドワード四世の羊毛貿易独占・毛織物工業保護政策であつたということができよう。

では、王をしてこのような注目すべき経済政策を推せしめた原動力は何であつたか。当時国内にあつては、毛織物工業の発展につれその利害関係者層の勢力が増大しつつあつたが、これらの層の勢力が王の政策に反映したものと考えられる。その利害関係者としては、生産者・貿易商人が挙げられるが、上述した如く、そのうちロンドン商人の勢力強く、彼らは貿易上における外国商人の種々の特権を排除して自国産業及び商業資本の育成を要求、盛んに議會や枢密院に請願したのであつた。その状況は上掲の六三年法令「製造品輸入禁止令」にもよくあらわされている。ところで、ここで注目すべきは、これらの重商主義的ともいふべき経済政策は治世前半期にのみ施行され、後半期においては前半期のそれとは逆の政策、すなわち重商主義的政策の後退―ハンザ商人の特権を回復、強化させる―がみられたことである。元來、イギリスにおけるハンザの地位は特別の優遇状態にあり、中世を通じて多くの特権が賦与されていた。貿易部門における輸出関税についてみれば、毛織物関税率はイギリス商人のそれよりも少く、ポンド税・トン税の如き補助関税は免除

第 V 表

毛織物	商人	本國商人	ハ商	ザ人
cloth dyed		28		24
cloth half dyed		21		18
cloth undyed		14		12

されていた。今、テューダー朝初期における毛織物関税率を挙げると第V表の通りである。このようなハンザの特権は、当然、一四世紀以来勢力を増大しつつあつた本國商人の攻撃対象となり、そのため一五世紀になると、ハンザとイギリス商人との抗争がしばしばおこり、一四四九年、五八年には、イギリス私奪船がハンザ商船を拿捕する事態まで生ずるに至つた。政權がランカスター朝からヨーク朝に交代すると、内乱の際、一時中断していたハンザ特権の問題は再発、とくに中産的階層すなわち商人層を背景にもつエドワード四世は、彼ら商人（とくにロンドン商人）の要求を考慮せざるを得ず、先きの羊毛貿易・毛織物に関する政策実施とともにハンザの特権制限を企図したのである。彼は即位すると六一年、六三年、六五年にその特権を更新してはいるがいずれも短期間に限り、長期にわたつては許可しなかつた。かかるハンザにたいするイギリスの態度の変化については、ハンザの調査官はようやく六七年末より注目しはじめたが、その矢先これを実証する事件がもちあがつた。即ち六八年六月、バルト海航行中のイギリス商船がサンドデンマーク王に拿捕された時、ただちにその代償としてロンドンにあるハンザ商品の

差押えという報復的処置をとつたことである。そしてロンドンにおけるハンザの特権を停止するとともに、ハンザ諸市間の不和・ハンザ諸市とケルン間の—を利用して、ケルンにのみ例外的処置をとり、両者間を完全に分断する策を企図、一挙にハンザの勢力を後退させようとした。ここにエドワード四世の即位以来試みられてきたハンザ特権の制限は成功したかの如くみえたが、ハンザ諸市はこのようなイギリスのハンザ抑制策にたいして巻返しを計り、相互に諸市が結束して北海にて対英闘争を展開したため、北海方面におけるイギリス商船の航行はきわめて危険となり、その結果、イギリスの毛織物貿易は著しく減退するに至つた。第IV表をみれば、毛織物輸出の減退した時期は、ハンザとの不和・闘争の期間にあたる事が明らかである。これを具体的に示せば、一四四九—一七〇年の不和の期間の毛織物輸出量（年平均）は、その前後の五〇、〇〇〇代に比べ三〇、〇〇〇代と著しい減少数となつている。かかる事態は、国内の毛織物工業の発展にも重要な影響をおよぼすこととなり、ここに生産者の側からハンザとの葛藤に反対する気運が生じはじめた。これがハンザ特権の回復へ向う第一歩とみられるが、その特権回復の直接の契機となつたのは、エドワード四世が六八—七一年の内乱の際、ヘンリー六世に一旦奪取された政權を再び獲得するにあつてハンザの援助をうけたという事情（亡命地より帰還する際ハンザ商

船を借用)によつた。このため、王は復位するとハンザの特権回復を認めざるを得ず、七三・七四年に彼らとの間に「ユトレヒト協約」を締結して、以前彼らの保有していた特権を回復・確立させるに至つた。以後、一五五二年、エドワード六世によつてその特権が停止されるまで、ハンザの地位は維持されつづけるのである。ユトレヒト協約締結以後のハンザ商人の活躍をみると、毛織物輸出量は、六一六七年には、六、〇〇〇一七、〇〇〇、六八一七三年には、三、〇〇〇、七四年の協約締結以後は、七四一七八年、九、一三三、七九一八二年、一三、九〇七(単位反)、貿易一般額は七九一八二年には、以前の四六、一〇〇ポンドに比し六〇、一〇〇ポンドと上昇をたどつている。治世後半期におけるこのようなハンザ商人の活躍は、伸張しつゝあつたマーチャント・アドヴェンチャラーズの貿易独占の確立(重商主義体制の確立)を約一世紀間延期させる結果となつたが、ハンザとの和平関係を維持できたことによつて、毛織物貿易は勿論一般貿易も回復したのだつた。かくて当時のイギリスにおいては、ハンザの影響は如何に強力なものであるかが明らかになつた。即ちハンザとの不和・闘争は、毛織物貿易の減退と毛織物工業発展の障害をもたらしたため、一四世紀末以来抬頭してきた毛織物工業を国民的規模にまで育成するには、どうしてもハンザとの和平を維持することが必要なのであり、従つてロンドン商人の反対は

あつても、ハンザの特権をそのままにしておく必要があつた。

しかるに、ハンザにたいするこのような優遇政策は、イギリス商人の勢力後退をもたらしたわけではない。ハンザの進出によつて打撃を被つたのは他の外国商人であつて、イギリス商人はこれら外国商人の犠牲の上に発展をつづけるのである。また当時の主貿易は毛織物の輸出ではなく羊毛貿易にあり、この部門についてはエドワード四世はすでに外国資本を排除してカレール・ステープル組合の独占を確立させていたので、治世後半におけるハンザにたいする譲歩的政策は、イギリス貿易(経済)の発展の障害となるはずはなく、むしろ国内の毛織物工業を育成・発展させる意図からなされたものと考えられよう。

① I. D. Thornley, ed. *England under the Yorkists*, 1921, pp. 199-200.

② Ramsay, vol. 2, op. cit., p. 298. 毛織物・絹織物の輸入禁止は、すでにヘンリー六世治世三七年(一四五八—五九)に非公式に行われたものと思われるが、正式に法令として発布されたのはこのとき(六三年)であらう。

③ また毛織物関税が羊毛輸出税の高率に比し、著しく低率を維持せしめている(課税率・羊毛税三三%、毛織物二%以下)ことも、かかる政策の一貫と考えられよう。

④ M. M. Postan, *The Trade of Medieval Europe*, p. 193.

⑤ E. M. Carrus-Wilson, *Medieval Merchant Venturers*, 1954.

pp. 149-158.

⑥ H. L. Gray, English Foreign Trade from 1446 to 1482.

Cf. Power and Postan, op. cit., p. 6.

⑦ エドワード四世が、ハンザにたいしてこのような強行態度をとつた背景には、今まで不安定だつたブルグントとの関係が、六七〇八年、三〇年間の和平協定を締結したことによつて良くなり、大陸貿易路の一つが安全となつたので、議會がハンザとの良い関係を維持するのに積極的でなくなつた事情が考えられる。

⑧ Gray, op. cit., p. 27, 37.

⑨ このことは、毛織物貿易に従事する商人の割合を示した第Ⅵ表をみれば明らかとなる。 Gray, op. cit., p. 23.

五

以上、一五世紀の羊毛貿易を考察したことによつて、そのカレール・ステープル組合による独占体制の確立は、四つの重要な結果をもたらしたことが明らかになつた。即ち(1)外国資本にたいするイギリス商人の保護—従来羊毛貿易の主導権を掌握していた外国商人を羊毛貿易から駆逐し、海外貿易における民族資本の制覇をもたらす先鞭をなした、(2)羊毛貿易における大商業資本の支配の確立—ステープル

第Ⅵ表

年代	イギリス	ハンザ	他人の國 その他
1446—48	55	21	24
1479—82	59	22	19

ルーズの独占組合化は、大商人の支配を結果し、更に初期重商主義下に活動するマーチャント・アドヴェンチャラーズの独占組合への転化を促進せしめた、(3)王国の財政的基盤の確立—ステープルラースに羊毛貿易独占の権限をあたえる代りに、羊毛関税の徴収を請負わせ、同時に王の必要の際、羊毛関税を担保に多額の金銭上の援助をさせる、即ち王権と商業資本の提携の確立、(4)国内毛織物工業の発展—羊毛輸出の制限から、羊毛の国内需要への充分な供給をもたらし、国内における毛織物工業の発展を促進させた—である。

かかる現象は、すべて次世紀の重商主義へ通するものであるが、これが顕著にあらわれた時期はエドワード四世の治世前半期であつた。勿論、それ以前においてもエドワード三世以来、羊毛貿易の独占(毛織物工業の保護)政策は展開されてきたが、ランカスター諸王までのそれは、主に王国財政との関連において行われ、そこには一貫した経済政策というようなもののみはみられなかつた。エドワード四世の羊毛ステープル政策もやはり財政的見地からなされたことはいうまでもないが、このステープル政策の中にも、前代とは相違する、というより更に徹底化する箇所がみられるのである。それはすでに大商人の支配するステープル組合にカレール統治権のすべてを委任して、重商主義時代の特許会社の機能をあたえたこと、いわゆる、王権と商業資本の結びつきを成立させたことにあるといえよう。

このように、王の羊毛貿易独占をめぐる財政政策のなかに、重商主義的要素の一端がみられるが、それとともに、彼は、国内毛織物工業を保護・育成してその貿易の伸張を奨励し、外国貿易における

イギリス商業資本の制覇を企図したのであつて、ここに彼の政策の重商主義的特質がよくあらわれている。初期重商主義時代に活躍するマーチャント・アドヴェンチャラーズは、かかる環境から成長した。換言すれば、その環境はエドワード四世が培養を促進したといえるであろう。事実、一五世紀後半におけるマーチャント・アドヴェンチャラーズの活躍はステール組合のそれを圧倒しはじめ、外国貿易の中心は、ステール組合からマーチャント・アドヴェンチャラーズへ漸次移行する傾向にあつた。にもかかわらず、毛織物工業を国民的産業にまで発展させるためには、治世後半期にみられる

如き重商主義的政策の修正（後退）がなされねばならず、このため、マーチャント・アドヴェンチャラーズの確立（重商主義の）は約一世紀ほどおくれたのである。

かくて、一般的にいえば、治世後半におけるこのようなハンザにたいする例外的処置は、前半期に素地のできた国民経済の発展を妨げることになるが、詳細に事情を分析すれば、ハンザの特権擁護は、まだ発展途上にある毛織物工業の育成と密接な関連をもつと考えられる故、国民経済成立の過渡的現象（政策）といえよう。従つて重商主義的政策は一応治世後半に中断したとしても、その本質は治世前半期とかわらなかつたのではなからうか。

以上の如き諸要素から判断して、イギリスの重商主義的政策の始期はエドワード四世治世前半期にあつたと結論する次第である。

Trend of Village Community in the Period of

Oda-Toyotomi 織豊

—especially in *Yamato* 大和 and *Imai* 今井—

by

Hiroshi Asakura

Village community was gradually grasped as an object of feudal control through the formation of *Hideyoshi* 秀吉 administration the establishment of Shogunate system. In this case, it is a question in what process of feudalism the community of the period of *Oda-Toyotomi* was.

The advanced area of *Kinai* 畿内 where the formation of *Machiba* 町場 was predominant, is to be understood in the relation with *Machiba*, as an angle to understand the nature of rural community concretely. From this point of view, we can keep in mind the formation of commodity economy in narrow area including *Machiba* as a center and villages around it. That is, village community becomes concrete by grasping it as a place around *Machiba*. In this case, class differentiation makes progress in the form in which emigrants from *Machiba* showed extraordinary high rate especially in the village next to *Machiba*. This phenomenon offers a foundation that the then village community was already in the process of feudal dissolution.

The English Wool Trade in the 15th Century

by

Hisao Ono

The aim of this article is to trace the development of the English wool trade in the fifteenth century which led to the establishment of the Staplers in Calais. The multifarious influences of this monopolistic trade were felt in every field of the political and economic history of the period, but main forces can be summed up as follows: the protection of English trade from the foreign interference, the boom of commercial capitalism, the growth of the woollen industry and last but not least the fostering of the royal finance. The crucial period of this change of the economic trend falls in the earlier part of Edward IVs' reign. The much-discussed origin of mercantilism is still to be sought, but it is not too much to say that this period ushered in the new age of English trade.